



—熊本地震関連号外第3号—

【被災者支援制度早見表】

平成28年6月16日（木）発行

被災証明書		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	
住まい支援	応急仮設住宅	対象		元の住居に住めない場合のみ対象	—	
	民間賃貸住宅借上げ制度 (みなし仮設住宅)	対象		元の住居に住めない場合のみ対象	—	
	応急修理	対象 (最大57万6千円) ※全壊は、応急修理を行うことにより居住可能になる場合対象			—	
給付	被災者生活再建支援金	基礎支援金	100万円	50万円 ※やむを得ない事由により解体した場合は全壊と同様	原則対象外 ※やむを得ない事由により解体した場合は全壊と同様	—
		加算支援金	※住宅の再建方法に応じて支給 ◆建設・購入 200万円 ◆補修 100万円 ◆賃貸（公営住宅を除く）50万円			
			※単身世帯の場合はそれぞれ3/4相当額			
	義援金（一次配分）	20万円	10万円		—	
	義援金（二次配分）	準備中（配分基準については 6月下旬 に決定します）				
日本財団見舞金	20万円		—	—		
家屋処理	損壊家屋の解体・撤去	◆住家：6月20日から受付開始 ◆非住家：未定			—	

※応急修理と仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）を併用することはできません。

り災証明書により受けられる主な支援

1 応急仮設住宅の2次・3次募集の開始

(1) 募集する団地と住戸

- ① 高柳仮設団地 (10戸) 高柳町 201 番地
- ② 境目仮設団地 (10戸) 境目町 483 番地 12
- ③ 新松原仮設団地 (18戸) 新松原町 6 番地 1

(2) 応募者の要件 (以下の①～⑥のすべてに該当)

- ① 熊本地震発生時 (平成 28 年 4 月 14 日) において、宇土市に住所を有する方
- ② 地震により住居が全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けたため居住できない方。または、避難指示等により長期にわたり住居に居住できないと市長が認めた方
- ③ 自らの資力では、住居の確保ができない方
- ④ 住宅応急修理制度を利用していない方
- ⑤ 民間賃貸住宅借上げ制度を利用していない方
- ⑥ 暴力団員でない方

(3) 応募期間等

募集する団地	応募期間	入居時期
① 高柳仮設団地	6月15日(水)	7月上旬頃
② 境目仮設団地	～6月29日(水)	
③ 新松原仮設団地	6月15日(水) ～7月20日(水)	8月上旬頃

(4) その他入居の条件

- ・入居期間は2年以内です。家賃は必要ありません。
- ・駐車場は、原則として1世帯1台分です。
- ・電気代、水道代、ガス代、および自治会費 (区費) 等は入居者の負担です。
- ・ペットの飼育は、申込時にご相談ください。

(5) 応募方法

応急仮設住宅入居申込書に必要事項を記入の上、り災証明書を添えて下記の窓口にてお申し込みください。※応募者の人数が募集戸数を上回った場合は抽選となります。

問 被災者支援室 住まい支援班 ☎22-1111 (内線 227)

2 みなし仮設住宅の提供

地震により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対して県が民間賃貸住宅を借り上げ、無償提供します。

(1) 入居者の要件 (以下の①～④のすべてに該当)

- ① 熊本地震発生時 (平成 28 年 4 月 14 日) において、熊本県内に住所を有する方
- ② 地震により住居が全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けたため居住できない方。または、避難指示等により長期にわたり住居に居住できないと市長が認めた方
- ③ 自らの資力では、住居の確保ができない方
- ④ 住宅応急修理制度を利用していない方

※みなし仮設住宅に入居した場合は、他の仮設住宅への入居はできません。

(2) 借上げ住宅の要件 (以下の①～③のすべてに該当)

- ① 貸主から同意を得ているもの
- ② 管理会社等により賃貸可能と判断されたもの
- ③ 家賃1ヵ月あたり原則6万円以下 (乳幼児を除く世帯員が5名以上の場合は9万円以下) であること。

(3) その他入居の条件

- ・入居期間は2年間です。
- ・家賃、礼金、仲介手数料、退去修繕負担金、火災保険等損害保険料は県が負担します。
- ・光熱水費、管理費、共益費等は、入居者の負担です。

(4) 申込方法

- ① 市民体育館内の「住まい相談窓口」で、関係書類を受け取ってください。
- ② 最寄りの不動産仲介業者、または、不動産団体相談窓口 (TEL0120-03-0338 受付時間 10:00～17:00) にお電話いただき、みなし仮設住宅への入居希望者であることを伝え、物件の紹介を受けてください。
- ③ 物件を選定後、申込書等を作成し、「住まい相談窓口」にご提出ください。

問 被災者支援室 住まい支援班 ☎22-1111 (内線 227)

3 住宅の応急修理

地震により住居が被害を受けた世帯に対し、日常生活に欠くことのできない部分について、市が業者に依頼して応急修理を行います。

(1) 申請者の要件

仮設住宅 (みなし仮設住宅を含む) を利用していない方で以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 半壊の被害を受け、自ら修理を行う資力がない方
- ② 大規模半壊の被害を受けた方
- ③ 全壊の被害を受けたが、応急修理を行うことにより居住可能になる方

(2) 対象となる修理の要件

- ① 屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備といった日常生活に欠くことのできない部分であること
※内装や装飾を主とする工事は原則対象外
- ② すでに着工済の場合は修理前の箇所が写真等で確認できること
- ③ 12月13日までに完了する修理であること (期日は変更となる場合があります)

(3) 限度額

1世帯当たり 57万6千円

※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯とみなします。また、限度額の範囲内であっても複数回利用することはできません。

(4) 申込方法

- ① 市民体育館内の「住まい相談窓口」で、関係書類を受け取ってください。

- ② 修理を依頼する事業者を選定したあと、申込者から事業者へ見積書の作成を依頼してください。
- ③ 見積書を事業者から受け取った後、申込書等を添えて、「住まい相談窓口」にご提出ください。

問 被災者支援室 住まい支援班 ☎22-1111 (内線 227)

4 被災者生活再建支援金

地震により住居が大規模半壊、全壊等の判定を受けた被災者の方に、支援金を支給します。支援金の支給には、申請が必要です。支給額は、「基礎支援金」と「加算支援金」の合計額になります。ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額になります。

被害区分	基礎支援金	加算支援金	
全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円
解体世帯		補修	100万円
長期避難世帯		賃借(公営住宅以外)	50万円
大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃借(公営住宅以外)	50万円

※基礎支援金は、住宅の被害程度に応じて支給する支援金です。

※加算支援金は、住宅の再建方法に応じて支給する支援金です。自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、補修する場合は合計で100万円、賃貸の場合(公営住宅を除く)は合計で50万円になります。

【申請期限】

- ・基礎支援金(災害発生日から13月以内)
- ・加算支援金(災害発生日から37月以内)

問 被災者支援室 給付班 ☎22-1111 (内線 226)

5 義援金の受付

(1) 第一次配分について

配分基準は熊本県の基準に準じて宇土市熊本地震災害対策義援金配分委員会において決定し、市義援金受付窓口にて受付を行っています。

- ① 配分基準(住家被害1世帯当たりの配分額)
 - ・全壊世帯: 200,000円
 - ・大規模半壊および半壊世帯: 100,000円
- ② 必要書類等
 - ・り災証明書の写し
 - ・住民票(世帯全員分)
 - ・預金通帳の写し(世帯主名義)

※振込口座が世帯主名義以外の場合は、別途委任状が必要になります。

(2) 第二次配分について

対象世帯や金額等の配分基準は6月末に決定します。

問 被災者支援室 給付班 ☎22-1111 (内線 226)

6 日本財団による住宅損壊見舞金

(1) 支給対象となる被災世帯

4月14日時点で宇土市に居住の世帯で、以下の①②のどちらかに該当する世帯

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が「大規模半壊」した世帯

※貸家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も対象になります。非住家や事業所は対象となりません。

(2) 支給内容

1世帯あたり20万円

(3) 申請方法

被災者生活再建支援制度の手続きの際に、併せて申請書をお渡しします。提出方法をご案内しますので、申請期限の平成29年3月31日(金)までに、直接日本財団へ申請してください。詳しくはお問い合わせください。

問 被災者支援室 給付班 ☎22-1111 (内線 226)

7 被災住家の解体・撤去の受付を開始

6月20日(月)から、り災住家の解体・撤去の受付を開始します。受付は、混雑を避けるため、下記のとおり地区割りをして行います。受付の順番は解体の順番ではありませんのでご安心ください。また、申請の際には、必要項目に記入されているか、また必要な書類がそろっているかチェック表で確認してからご申請ください。

【受付概要】

対象となる被災建物	り災証明で、全壊、大規模半壊、または半壊の判定を受けた住家
受付時間	午前9時～午後4時
受付場所	市民体育館内「家屋解体申請案内所」

※申請様式は、「家屋解体申請案内所」に設置しているほか、市ホームページに掲載しています。

【地区別受付日程表】

日程	地区
6月20日(月)	宇土地区
6月21日(火)	宇土地区
6月22日(水)	花園地区
6月23日(木)	轟・緑川地区
6月24日(金)	網津・走潟・網田地区
6月25日(土)～8月31日(水)	地区指定なし

【※既に解体撤去した方はこちら】

日程	地区
6月27日(月)	宇土地区
6月28日(火)	花園地区
6月29日(水)	轟地区
6月30日(木)～7月5日(火)	地区指定なし

注1) 市の解体を待たずに自主解体する方

6月20日(月)以降に、自主解体を予定されている方は、事前協議が必要です。り災証明と印鑑をご持参のうえ、「家屋解体申請案内所」までお越しください。
※事前協議なく解体を実施された場合は、補助の対象となりませんのでご注意ください。

注2) 非住家の解体について

空き家、中小企業の事務所、店舗、倉庫などにおいて、半壊以上の被害を受け、市が生活環境保全上必要と認めるときは、補助の対象となる場合があります。
詳しくは、お問い合わせください。

問 被災者支援室 家屋処理支援班 ☎22-1111 (内線 232)

【事業概要】

対象者	中小企業等グループに参加する構成員 (資本金10億円未満の中堅企業等を含む)
補助率	3/4以内
対象経費	施設・設備の復旧に要する施設費、設備費、工事費等 ※資材・工事費・設備の調達・移転設置費・取り壊し撤去費・整地・排土費を含む。
事業実施期間	交付決定日～平成29年3月31日 ※平成29年3月31日までに完了する事業が対象です。

※申請方法などは、6月20日(月)以降に、熊本県のホームページに掲載される予定です。
詳しくは、お問い合わせください。

問 宇土市商工会 ☎22-5555

10 持続化支援(持続化補助金)

熊本地震により影響を受けた小規模事業者が、商工会と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組みられる経費を補助します。

【事業概要】

対象者	熊本地震で影響を受けた小規模事業者
補助率	2/3(補助限度額:200万円)
対象事業	広告宣伝・店舗改装・展示会、商談会への出店・商品パッケージや包装紙、ラッピングの変更等
申請方法	平成28年7月22日(金)までに、宇土市商工会へ提出

問 宇土市商工会 ☎22-5555

その他のお知らせ

11 中央線陸橋の通行止めについて

中央線陸橋(田中会館～宇土シティ)は、橋脚が2か所損傷しているため、歩行者及び自転車を除き、通行止めとなっています。現在、開通に向け復旧工事の準備を行っており、9月には全面開通する予定です。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い致します。

問 土木課 管理建設係 ☎22-1111 (内線 705)

12 資源ごみの収集について

地震により中止していた資源ごみ収集は、6月から再開しています。7月の資源ごみの日は、7月6日(水)です。

問 環境交通課 環境交通係 ☎22-1111 (内線 518)

13 緊急小口資金は終了です

生活福祉資金(緊急小口資金)は 6月17日(金) で終了です。

問 社会福祉協議会 ☎23-3756

農業者向け支援事業

8 被災農業者向け経営体育成支援事業

熊本地震により被災した農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕・撤去を支援します。

【支援対象者】

熊本地震により農業用施設等が被害を受け、被災証明書を受けている方で、被害施設の復旧、または撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者。

【補助率・支援内容】

補助率	支援内容
9/10以内	農産物の生産・加工に必要な施設(農機具格納庫、農業資材庫、畜舎、農業用ハウス、加工施設等)の再建・修繕や、農業用・加工用機械の取得・修繕に対する助成
10/10以内	営農再開を前提として実施する、農産物の生産に必要な施設の撤去費用に対する助成

詳しくは、お問い合わせください。

問 農林水産課 農業振興係 ☎22-1111(内線 603)

中小企業者向け支援事業

9 グループ補助金

(中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業)

熊本地震により被災した中小企業等グループが、県の認定を受けた復興事業計画に基づき実施する施設復旧等の費用の一部を補助します。